

文部科学大臣談話

この度、高等学校等就学支援金制度の対象となる、各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準や手続等を定めた規程を決定いたしました。

（高等学校等就学支援金制度の趣旨）

高等学校等就学支援金制度は、全ての意志ある後期中等教育段階にある生徒の学びを保障し、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高等学校の授業料無償制とともに実施することとしたものです。このため、私立高等学校等に学ぶ生徒のみならず、専修学校及び各種学校のうち「高等学校の課程に類する課程」に学ぶ生徒も広くその対象としています。

もとより、就学支援金は学校に支給されるものではなく、生徒個人個人に対して支給されるものです。また、国籍を問わず、我が国において後期中等教育段階の学びに励んでいる生徒を等しく支援することは、教育についてのすべての者の権利を謳っている国際人権A規約の精神にも沿うものと考えます。

（本規程の就学支援金制度における位置づけ）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「省令」）第1条においては、専修学校のうち「高等学校の課程に類する課程」として、学校教育法第125条に基づき中学校における教育の基礎の上に教育を行うこととされており、後期中等教育としての法制上の位置づけが明確な専修学校高等課程で学ぶ生徒が対象となっております。

また、各種学校のうち、学校教育法第124条により専修学校になることができないことから各種学校となっている外国人学校でも、日本国籍を持つ生徒も含め多くの生徒たちが、後期中等教育段階の学びを行っていることから、制度の対象となっております。

後期中等教育の判断にあたっては、各種学校である外国人学校について、制度的・客観的に「高等学校の課程に類する」かどうかにより判断することとし、まず、省令第1条第1項第2号において、

(イ) 大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの(ドイツ学校、韓国学校等の民族系外国人学校)、
(ロ) 国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの(インターナショナル・スクール)、

について制度の対象とすることとし、本年4月1日に施行しています。

しかし、これらの方法では確認できない、後期中等教育に相当する外国人学校が存在し得ると考えられることから、同号において、(イ)(ロ)に加え、

(ハ) 文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの、と規定し、これらについても制度の対象としております。

今回決定いたしました規程は、この(ハ)にある「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として指定する際の基準や手続等を定めたものです。

(検討の経緯)

本規程の検討に当たっては、上記の位置付けを踏まえ、対象を定める際の客観性を担保し、「高等学校の課程に類する課程」としての位置付けが制度的に担保されるような規程とするため、教育制度の専門家等で構成される「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」を5月に発足させ、計5回の会議の開催を経て、8月30日に報告をいただきました。その後、この報告の内容について民主党の文部科学・内閣合同部門会議を中心に御議論いただき、10月22日に政策調査会から民主党として「概ね了とする」との見解をいただきました。私としては、こうした意見や国会における議論、国民各界各層からの御意見等を踏まえ、本規程の内容について検討してまいりました。

(規程の内容)

本規程は、このような経緯を踏まえ、専修学校高等課程の設置基準をベースに、修業年限を3年以上とし、各学校の年間指導計画などにより「高等学校の課程に類する課程」であるかどうかを制度的・客観的に判断することとしました。

なお、就学支援金の支給にあたって、確実に生徒の授業料に充当され

ることを確保するため、検討会議報告において指定後の定期的な提出資料として求められていたものに加え、就学支援金が授業料債権の弁済に確実に充当されることを明らかにする資料の提出を求めることとしました。また、3年ごととされていた資料の提出を毎年求めることとし、各学校が基準を満たしているかどうかを毎年確認することとしました。

(今後の審査について)

今後、本規程に基づき、対象校の審査を行うこととなりますが、学校教育法に定める各種学校である、朝鮮高級学校の申請が見込まれます。

朝鮮高級学校は、韓国籍、日本国籍を取得している者を含め、朝鮮半島出身者の子弟が学ぶ各種学校としての歴史を有しており、当該学校を認可した都道府県において、多年にわたり、学校教育法等に基づき指導・監督が行われ、助成金も長期にわたって支出されてきました。

しかしながら、朝鮮高級学校において、我が国や国際社会における一般的認識及び政府見解とは異なる教育が一部行われているとの指摘があります。一方、私学の自主性を重んじる私立学校法第64条等の趣旨を尊重すべきとの指摘等があります。そうした指摘を真摯に受け止め、本規程に、文部科学大臣は、指定に際し留意すべき事項がある場合には、その内容を各学校に通知することができる旨規定いたしました。主たる教材の記述など各教科の具体的な教育内容について懸念される実態がある場合には、本支援金制度の趣旨を踏まえ、我が国社会や国際社会の担い手として活躍できる人材の育成を目指すことを留意すべき事項として付し、例えば、我が国の高等学校の政治・経済の教科書を教材の一つとするなど、懸念される実態についての自主的改善を強く促すとともに、対応状況についての報告を求めていきたいと考えております。

今後、この規程に基づき、審査を厳正に行い、高等学校等就学支援金制度の運用の適正を期してまいります。